

# 嬉 望

# 第 12 号

兵庫教育大学 学校経営コース大学院生編集部

## ●インターンシップ中間セミナー実施

**【鳥取会場】** 9月17日(土)に、鳥取県から派遣されている小野塚康史先生(倉吉西中学校)と山中洋介先生(鳥取西高校)のインターンシップ(実習)の中間セミナーが、鳥取市の白兔会館で行われました。セミナーには実習中の2名の学生のほか、県教育委員会の小中学校課と高等学校課からも大学院派遣担当の指導主事を含む4名にご参加いただきました。また、鳥取県の学校経営コース修了生、来年度インターンシップ予定の1年生と指導教員の浅野教授、合わせて10名の参加となりました。



鳥取会場のセミナーの様子

セミナーでは2名の学生から、インターンシップ前半の成果と後半に向けた課題の報告がなされ、修了生をはじめ県教育委員会の指導主事からのアドバイスや意見等が出されました。特に、台風12号の際の危機管理に対する管理職のリーダーシップや学力向上に向けた取り組みについては、活発に論議しました。最後に浅野教授から、実習校の課題発見と解決策の探索に向けて、情報を整理するための「課題発見・解決モデル」のミニ講義があり、あっという間の2時間でした。

その後、場所を変えての夕食会に移り、県教育委員会の指導主事も交えて、学校経営や県の教育施策等について様々な情報交換を行いました。

**【山口会場】** 9月23日(金)、山口県から派遣されている浅川宏之先生(周南市教育委員会)、西村慶代先生(萩市教育委員会)、村上哲朗先生(県立厚狭高等学校)の3名の実習生の中間セミナーが、山口勤労者福祉センターで行われました。今年度で兵庫教育大学教職大学院学校経営コースへの派遣が4回目を迎える山口県において、実習中の3名の他に、県教育庁の義務教育課と高校教育課から教育調整監をはじめ4名、山口県派遣の修了生2名に参加いただきました。そして、大学から担当教官3名と山口県派遣の1年次生3名の、総勢15名による報告会となりました。

報告会では、修了生だけでなく、県教育庁の方からも多くの質問やご意見・ご要望をいただき、大変学びの多い報告会となりました。また、後半のインターンシップの取り組みの焦点化も図られました。山口県は、明確な意図をもった派遣であり、その意図に応えるべく、あらためて身の引き締まる思いを実習生は持ちました。

なお、セミナー前日は、大学の先生や修了生、1年次生、実習生で懇親会を行いました。修了生は県教育庁、市教育委員会、学校管理職として活躍中で、大学での学びをどのように実践に結びつけるか等、興味深い話を数多く聞くことができました。



山口県から派遣の院生(実習生)

## ●インターンシップの例

上の記事のように現在学校経営コース2年次生が、各地の学校や教育委員会においてインターンシップを実施中です。学校経営コースのインターンシップは、学校の経営者や教育行政担当者としての資質力量を養うことや、修士論文にあたる学校改善プランや教育行政改善プランに活かすこと等を目的としています。インターンシップの形態は実習生それぞれで若干異なりますが、この記事の筆者が高等学校で行なっている実際のインターンシップの様子を例として、下の写真で紹介します。

校長室での実習期間中、校長先生の横に席を作っていただきました。



職員室では教頭先生の席の横で実習しています。



事務室で実習中のこの記事の筆者です。ここでも席を作っていただきました。



●「特別支援教育に関する講演会」が本学で開催されました



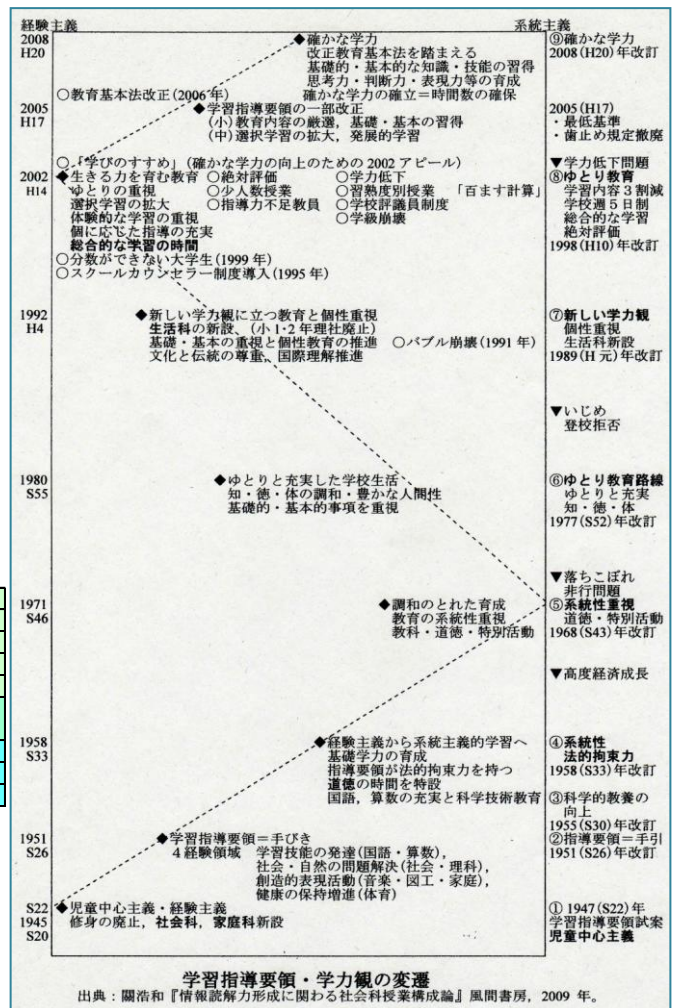
7月27日(水)本学共通講義棟108教室において、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長補佐・酒井貢氏による講演、「特別支援教育行政の現状とインクルーシブ教育システムの構築に向けた動向等」が行われました。特別支援学校学習指導要領の主な改善事項として①障害の重度・重複化、多様化への対応、②一人ひとりに応じた指導の充実、③自立と社会参加に向けた職業教育の充実、④高等部の専門教科として「福祉」の新設、⑤居住地の小・中学校を中心とした交流及び共同学習の推進、が挙げられました。また、学校における支援対策の整備状況・課題について、①幼稚園、小・中学校、高等学校における体制整備の推進、②新規に高等学校へ500人の特別支援教育支援員を配置するための地方交付税措置にかかる経費の計上、③乳幼児期から成人に至るまで一貫した支援を行うために、特定の地域を指定した「グランドモデル地域」指定、④特別支援教育就学奨励費(負担金・補助金・交付金)の計上、⑤教員の専門性向上のための研修会受講機会の積極的な確保の必要性、等について講義していただきました。さらに、インクルーシブ教育の充実等に向けた「障害者基本法」の一部改正、介護職員等によるたんの吸引等の実施が可能となる「社会福祉士及び介護福祉法」の一部改正、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定、等々の特別支援教育行政に関わる法律の改正についてもご紹介いただきました。少子化が進む中で、特別支援教育を受けている児童生徒数は増加していることから、特別支援教育の重要性と推進状況がうかがえました。

①幼稚園、小・中学校、高等学校における体制整備の推進、②新規に高等学校へ500人の特別支援教育支援員を配置するための地方交付税措置にかかる経費の計上、③乳幼児期から成人に至るまで一貫した支援を行うために、特定の地域を指定した「グランドモデル地域」指定、④特別支援教育就学奨励費(負担金・補助金・交付金)の計上、⑤教員の専門性向上のための研修会受講機会の積極的な確保の必要性、等について講義していただきました。さらに、インクルーシブ教育の充実等に向けた「障害者基本法」の一部改正、介護職員等によるたんの吸引等の実施が可能となる「社会福祉士及び介護福祉法」の一部改正、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定、等々の特別支援教育行政に関わる法律の改正についてもご紹介いただきました。少子化が進む中で、特別支援教育を受けている児童生徒数は増加していることから、特別支援教育の重要性と推進状況がうかがえました。

●シリーズ 兵庫教育大学教職大学院の授業 ⑩  
～特色あるカリキュラムづくりの理論と実際A～(必修共通科目)

今回の大学院授業紹介は、1年次前期に開校されている「特色あるカリキュラムづくりの理論と実際A」です。この科目では次の二つのことを目標としています。教育課程の意義、編成原理と類型など基本的事項を理解することと、学習指導要領の歴史的変遷と主な特徴を把握し、新時代における特色あるカリキュラムマネジメントの理論と効果的な展開力を身につけることです。なお、教育課程とはカリキュラムの訳語として使われている行政用語で、カリキュラムは学校において、意図的・無意図的に学ばれる経験の総体であり、一般用語です。詳しい説明は紙面では十分できないので省略しますが、原語と訳語の関係とはいえ、教育課程とカリキュラムは微妙に意味が異なります。なお、意図的・無意図的なカリキュラムに関連して、顕在的カリキュラムと潜在的カリキュラム(隠れたカリキュラム hidden curriculum)という言葉があります。

右図は、学習指導要領・学力観の変遷を示すものです。下図は教育課程の類型に関して院生の講義ノートからの抜粋です。



教育課程の類型

